

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(東近江市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地					設定する権利							
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 ㎡	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	株式会社 アグリやわたの郷	滋賀県東近江市	東近江市	今町	下早瀬	1159	田	175	使用貸借権	水田	R5.8.1	R15.12.31	10年5ヶ月	-	-
2	株式会社 アグリやわたの郷	滋賀県東近江市	東近江市	今町	三十内	626-2	田	99	使用貸借権	水田	R5.8.1	R15.12.31	10年5ヶ月	-	-
3	株式会社 アグリやわたの郷	滋賀県東近江市	東近江市	今町	上早瀬	1163	田	251	使用貸借権	水田	R5.8.1	R15.12.31	10年5ヶ月	-	-
4	農事組合法人 とくのう・ミヤガワ	滋賀県東近江市	東近江市	宮川町	藪ノ下	1404	田	5,298	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	上田 與一郎	滋賀県東近江市	東近江市	妙法寺町	山城	1367	田	3,596	賃借権	水田	R5.8.1	R10.7.31	5年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	上田 與一郎	滋賀県東近江市	東近江市	妙法寺町	上野	1351	田	3,150	賃借権	水田	R5.8.1	R10.7.31	5年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	上田 與一郎	滋賀県東近江市	東近江市	妙法寺町	里ノ藪	1310	田	3,272	賃借権	水田	R5.8.1	R10.7.31	5年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	上田 與一郎	滋賀県東近江市	東近江市	妙法寺町	咫ノ森	1299	田	3,135	賃借権	水田	R5.8.1	R10.7.31	5年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	青山 祥	滋賀県東近江市	東近江市	石谷町	松原	1704-A	田	2,498	賃借権	普通畑	R5.8.1	R10.7.31	5年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	川口 耕平	滋賀県東近江市	東近江市	市辺町	大久保	3317	田	528	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	14,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	川口 耕平	滋賀県東近江市	東近江市	市辺町	大久保	3318	田	2,990	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	14,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	川口 耕平	滋賀県東近江市	東近江市	市辺町	大久保	3358-1	田	2,842	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	14,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき